

議案第 2 1 号

四万十町縫製共同作業場条例の一部を改正する条例について

四万十町縫製共同作業場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 8 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町縫製共同作業場条例の一部を改正する条例

四万十町縫製共同作業場条例（平成18年四万十町条例第134号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表四万十町興津第一縫製共同作業場の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

名称	使用料	使用料算定期間
四万十町見付縫製共同作業場	月額 25,700円	月の初日から月末までとし、利用期間が 1 か月に満たないときは、日割計算とする。
四万十町興津第二縫製共同作業場	月額 26,500円	
四万十町大井川縫製共同作業場	月額 20,600円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。